令和３年６月22日-23日
第88回公文書管理委員会
（持ち回り開催）

別紙１

農林水産省行政文書管理規則案　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　　行
（秘密文書の管理） 第２５条　（略） ２　前項の指定は、総括文書管理者又は官房長、本省の局長（削る）、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官若しくはこれらに準ずる者が、期間（極秘文書については５年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。）を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。 ３～１１　（略）	（秘密文書の管理） 第２５条　（略） ２　前項の指定は、総括文書管理者又は官房長、本省の局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官若しくはこれらに準ずる者が、期間（極秘文書については５年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。）を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。 ３～１１　（略）

附　則

この訓令は、令和３年●月●日から施行する。